

岩手県告示第 188 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 3 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 宮古岩泉線
 - (2) 供用開始の区間 宮古市山口第 15 地割字馬子舞 52 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 6 日から同年 4 月 6 日まで
- 2 (1) 路線名 世田米矢作線
 - (2) 供用開始の区間 陸前高田市矢作町字清水川 14 番 1 地先から字二田野 43 番 4 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 6 日から同年 4 月 6 日まで